

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省（関係府省における予算編成過程での検討を求める提案）

管理番号	69	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	社会資本整備総合交付金制度の運用改善				
提案団体	富山県				
制度の所管・関係府省	国土交通省、財務省				

求める措置の具体的内容

公共工事の発注時期の平準化のため、社会資本整備総合交付金について年度を跨いだ事業執行が可能となるよう、ゼロ国債の設定や交付決定前の事業着手承認等の交付金制度の運用改善を提案する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【提案理由・権限移譲の必要性】

平成22年度創設の社会資本整備総合交付金事業（以下「交付金事業」という。）は、個別補助金と比べ自由度が高く、創意工夫を生かせるというメリットがある一方、ゼロ国債の設定がなくなったことから年度境（端境期）の工事量確保に苦慮している。

昨年改正の「公共工事の品質確保の促進に関する法律」では、計画的な発注・適切な工期設定が発注者の責務として定められ、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（平成26年9月30日閣議決定）等では、発注者は債務負担行為の積極的活用等により発注・施工時期の平準化に努めることとされた。国直轄事業におけるゼロ国債の対象事業を舗装工事等にも拡充して発注時期の平準化に取り組むこととされたように、交付金事業についても年度を跨いだ事業執行が必要である。

【具体的な支障事例】

交付金事業の執行では、国からの内示後速やかに箇所付けを行い早期事業着手に努めているが、一般競争入札では実際に契約できるのは早くとも5月下旬頃となり年度初旬に公共工事の端境期が生じている。本県では平成27年度予算から単独事業でのゼロ県債の額を従来までの約1.5倍に増額し春先の工事量確保に努めているが、県単独事業での対応には限界がある。

【期待される効果】

地方公共団体の公共工事の大部分を占める交付金事業において年度を跨いだ事業執行が可能となれば、国と地方を挙げた発注時期の平準化が可能となり、計画的な発注と適切な工期設定による公共工事の品質確保や担い手の確保、入札契約の適正化などについて、改善・促進が期待される。

根拠法令等

財政法第15条、第26条
社会資本整備総合交付金交付要綱

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省（関係府省における予算編成過程での検討を求める提案）

管理番号	85	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	社会資本総合整備事業におけるゼロ国債制度の創設				
提案団体	秋田県				
制度の所管・関係府省	国土交通省、財務省				

求める措置の具体的内容

国土交通省所管の社会資本総合整備事業(交付金事業)は、地方のインフラ整備を支援する中心的事業になっているが、これまでは国庫債務負担行為の設定が行われていない状況にある。
このため、積雪寒冷地では、発注が遅れ年度当初の施工適期を逃すなどの弊害があることから、社会資本総合整備事業において、簡易な手続により、年度を跨いだ事業執行が可能となるようなゼロ国債制度の創設を求めるものである。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度の状況】
国土交通省所管の社会資本総合整備事業(交付金事業)は、地方のインフラ整備を支援する中心的事業になっているが、これまでは国庫債務負担行為の設定が行われていない状況にある。

【支障事例】
積雪寒冷地では、積雪による施工期間の制約に加え、冬季の施工時間は日照時間や除雪作業等の影響を受けることから、発注が遅れ年度当初の施工適期を逃すなどの弊害がある。雪解け直後の工事着工を促進することが効率的かつ品質の高い社会資本整備にとって重要である。

【制度改正の必要性】【懸念の解消策】
社会資本総合整備事業において、簡易な手続により、年度を跨いだ事業執行が可能となるようなゼロ国債制度の創設を求める。例えば、このゼロ国債を活用して発注する整備計画上の工事については、予算単年度事業と同様に扱い、特別な整備計画上の変更記載等は要しないなど、交付要綱等にゼロ国債事業を単年度事業と同様に扱うことを明記する。

根拠法令等

財政法第15条、第26条
社会資本整備総合交付金交付要綱

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省（関係府省における予算編成過程での検討を求める提案）

管理番号	103	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	消防・防災・安全
提案事項 (事項名)	雪寒道路の指定基準の緩和				
提案団体	長岡市				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

道路ネットワーク上重要な路線は、交通量に関係なく雪寒道路と指定できるよう、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法施行令第一条、若しくは国土交通大臣が定める雪寒道路指定基準を改正していただきたい。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【概要】

雪寒道路は、国が積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法施行令に基づき一律の基準で定めているが、地域の実情に応じて、住民の生活を守る上で最低限必要な道路は雪寒道路の指定ができるようにしてほしい。

具体的には、道路ネットワーク上必要な路線は、交通量に関係なく雪寒道路の指定ができるようにするため、雪寒道路指定基準に「道路ネットワーク上重要な路線」を加えていただきたい。

【必要性・支障事例】

積雪寒冷特別地域において、除雪は、生命と暮らしを守るために不可欠なものであり、除雪が行きとどかなければ、冬期間に人家の孤立が発生し、通院や買い物などの日常生活に著しい支障を来す。

特に、過疎地域においては、国が雪寒道路指定基準で示す交通量（日交通量おおむね150台以上）に達しない路線であっても、道路ネットワークを確保するために除雪が必要な路線が多く、住民の命を守るためにそれらの路線も確実に除雪を行う必要がある。

既に、除雪は、最低限必要な路線しか行っていないが、雪寒道路以外の路線は財源の支援がないため、除雪出動回数を落とすなどサービス水準を落とさざるをえない状況である。

このことが、積雪寒冷特別地域の暮らしにくさにつながり、人口減少に拍車をかけている。

【効果】

除雪費の財源が担保されれば、地域住民が安心して暮らせる除雪体制が維持できる。

それにより、人口流出を食い止め、Uターン、Iターンを呼び起こすなど、積雪寒冷特別地域の地方創生が実現できる。

根拠法令等

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法 第三条
積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法施行令 第一条
雪寒道路指定基準

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省（関係府省における予算編成過程での検討を求める提案）

管理番号	162	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	消防・防災・安全
提案事項 (事項名)	社会資本整備総合交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業)の基幹事業の追加				
提案団体	岐阜市				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

耐震シェルター等を設置する事業など命を守る一助となる耐震改修以外の事業も社会資本整備総合交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業)の基幹事業に追加していただきたい。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

耐震改修促進法に基づき、当市では耐震改修促進計画を策定、補助制度を整備し、住宅の耐震化を進めている。住宅の地震対策には、耐震補強工事が最も効果的だが、高齢者等は経済的な理由で耐震補強工事を断念せざるを得ない場合が多い。

一方、耐震シェルターや防災ベッド(以下「耐震シェルター等」)は、比較的安価・短期間で、住みながら設置できるため、地震時に迅速な自力避難が困難な高齢者・障がい者等にとっては、非常に効果的で意義がある。

以上より、当市では、高齢者等が生命の安全を確保するために設置する耐震シェルター等に対する補助事業を実施している。

事業の対象となる高齢者世帯数は推計で約14,000世帯だが、今後さらに増えると予想される。民間企業による耐震シェルター等の開発・普及も進んでいるが、高額なものも多く、市補助金の限度額内で設置できるものは限られている。

【事業追加の必要性】

「住宅における地震被害軽減に関する指針(平成16年8月 内閣府)」にて、地震被害軽減の取組みとして、耐震シェルター等の設置が住宅の耐震化が行われていない場合の効果的な対策と明記されており、住宅の耐震化だけでなく、耐震シェルター等の設置に対する支援も推進する必要がある。

現状、市費のみでの補助には限度があるが、国の住宅・建築物安全ストック形成事業による基幹事業化が行われれば、市民の負担が減り、選択肢が増え、より普及すると考える。

以上より、命を守る一助となる耐震シェルター等を設置する事業も社会資本整備総合交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業)の基幹事業に追加していただきたい。

根拠法令等

社会資本整備総合交付金交付要綱(イ-16-(12)住宅・建築物安全ストック形成事業-①住宅・建築物耐震改修事業)

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省（関係府省における予算編成過程での検討を求める提案）

管理番号	310	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	社会資本整備総合交付金に係る効果促進事業の事業費要件の緩和				
提案団体	熊取町				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

社会資本整備総合交付金における効果促進事業の事業費要件について、「効果促進事業に係る事業費の合計額は、社会資本総合整備計画ごとに、交付対象事業の全体事業費の20/100を目途とする。」と規定されている。

本町をはじめ、財政規模の小さい町村においては、交付対象事業の全体事業費が相対的に小さくならざるを得ないため、効果促進事業として実施できる事業が限定される。

よって、町村における効果促進事業に係る事業費要件の緩和を提案するものである。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

社会資本整備総合交付金交付要綱第6第2号口に規定されている効果促進事業の事業費要件(全体事業費の20%を目途とする。)により、当該交付金の特長である「基幹となる社会資本整備事業の効果を一層高める事業についても、地方の創意工夫を活かして実施すること」が困難である。

なお、本町においては、17.24km²の行政区域面積に96箇所の都市公園を有しており、現在の効果促進事業の事業費要件が緩和されれば、効果促進事業を活用し、計画的に進めている公園施設長寿命化の取組を、より充実させることが可能となる。

【現状】

・社会資本整備総合交付金上のメニューについては、「防災・安全交付金事業」の「都市公園等事業」である。

・「防災・安全交付金事業」の「都市公園等事業」における基幹事業の具体的な内容については、「都市公園事業(永楽ゆめの森公園)」、「熊取町公園施設長寿命化計画策定」、「熊取町都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業」及び「熊取町公園施設長寿命化対策支援事業」である。また、効果促進事業の具体的な内容については、「奥山雨山地区公園整備事業」、「街区公園整備事業」、「熊取町公園施設長寿命化対策支援事業」及び「永楽ゆめの森公園整備事業」である。

根拠法令等

社会資本整備総合交付金交付要綱

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省（関係府省における予算編成過程での検討を求める提案）

管理番号	8	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	下水道長寿命化支援制度の交付対象の拡充				
提案団体	福井市				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

下水道管渠の長寿命化計画策定にあたり、計画的な改築に対する基幹事業の範囲は、国土交通大臣が定める主要な管渠とされているが、従来の管渠の口径や下水排除面積で定めるのではなく、緊急輸送道路や都市機能が集約している区域(中心市街地)等、地域の特性に応じて主要な管渠の範囲が定められるよう要件の緩和をお願いしたい。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【地域の実情】

当市では、市街地中心部において下水道管渠の老朽化が進んでいるため、いくつかの区域に分け、下水道長寿命化計画を策定している。現在までの管渠調査の結果、約16kmが改築対象となっているが、基幹事業の対象となる主要な管渠の延長は約3km、残り13kmは基幹事業の対象外である。

現在、定められている主要な管渠の範囲では基幹事業の対象外の割合が多く、厳しい財政状況の中、老朽化対策事業を進めることが困難となってきている。

平成24年度から実施された50年経過の老朽管の更新が可能となる「緊急老朽化対策事業」は大変有効な事業であるが、平成28年度に終了するため、それ以降の管渠更新が難しいと考えている。

【懸念の解消策】

当市では、都市機能を集約させるためのコンパクトシティに取り組んでいるが、店舗や事務所、公共施設や集合住宅が立地する中心市街地に多くの老朽管があり、その多くは主要な管渠ではない。また、震災等で重要な役割を担う緊急輸送道路にも主要な管渠以外の管渠が多くある。

主要な管渠を管渠の口径や下水排除面積のみで定めるのは不合理であり、現在の告示に定められた基準では当市の中心部の管渠のほとんどは250mmの口径であり、長寿命化計画の対象外となってしまう。地域の特性を考慮した条件を付加することで、主要な管渠の範囲を拡大することができ、老朽化対策が推進される。

根拠法令等

下水道法施行令第24条の2第1項第1号及び並びに第2項
下水道法施行令第24条の2第1項第1号及び並びに第2項の規定に基づき定める件(昭和46.10.9告示1705号、一部改正平成25.5.16告示492号)

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省（関係府省における予算編成過程での検討を求める提案）

管理番号	122	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	水質改善を目的とした普及促進事業の採択				
提案団体	松山市				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

公共用水域の水質を保全し水質改善の一環として公共下水道を整備しているが、小規模な宅地開発に伴う10件未満の家が密集した個人所有の道沿い(私道)から排出されるBOD(主に単独浄化槽)が水質を悪化させる大きな原因となっている。そこで、水質改善の普及促進事業として、汚濁物質を排出している浄化槽利用者を下水道利用者に転換し、水質改善に努めるよう私道への下水道整備事業を推進するため、社会資本整備総合交付金の効果促進事業として認めていただきたい。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】
松山市の水洗化率は約92%であるが、いまだ、下水道供用開始区域内には下水道処理人口の8%に当たる浄化槽利用者が残っている。しかし、この8%浄化槽利用者から、公共用水域に排出される1日のBOD総排出量は約760kgにもものぼり、わずか8%の人口で、残りの92%の下水道利用者が排出するBOD総排出量の2.5倍程度を排出し水質悪化の大きな要因となっている。

【必要性】
そこで、最も効率的に汚水を処理できる下水道処理場の機能を効果的に利用できるよう、この部分を下水道に転換することが必要となっている。

【懸念の解消策】
全国平均で下水道処理人口普及率が70%を超える中、本市は60%代であり、未普及地域への整備を積極的に進めている。
そのような状況の中、整備済み地域の私道整備を住民の要望に応え市費(下水道法では自ら排水設備を設置しなければならないが住民の金銭的負担が大きいことから、条件を付して市で整備している。(建設省通達))。で行っているが、公共用水域の水質改善を効果的に行うには、浄化槽利用者の多くが居住している私道沿線の整備を積極的に行いたいため、水質改善をを目的とする私道の整備を効果促進事業に採択していただきたい。(基幹事業は処理場)

【定量的指標】
定量的指標としては、10年で浄化槽からの公共用水域に排出される1日総排出量を25%、20年で50%と半減させるなどとした。

根拠法令等

下水道法
社会資本整備総合交付金交付要綱

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省（関係府省における予算編成過程での検討を求める提案）

管理番号	238	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	「防災・安全交付金」の要件を緩和				
提案団体	徳島県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、香川県、愛媛県、高知県、関西広域連合				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

地域の判断により、「砂防設備等緊急改築事業における管理型堰堤への転換」を事業の対象とする。（予算の増そのものを目的とするものではなく、予算の枠内で、地方公共団体の裁量で優先順位を付けて事業実施出来るようにすることを目的とする。）

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【提案の概要】

「防災・安全交付金」の要件を緩和し、地域の判断により「砂防設備等緊急改築事業における管理型堰堤への転換」を事業の対象とする。

【制度改正の必要性・支障事例】

総合流域防災事業における砂防設備等緊急改築事業（以下、「緊急改築」）の運用では、嵩上げや管理型堰堤への転換等、土砂整備率の変更となる工法は認められていない。一方、通常砂防事業で実施する場合の事業採択基準では、1件当たり事業費1億円以上かつ相当規模以上の公共施設や人家50戸以上の保護等が必要であり、基準を満たすことが難しい。

緊急改築と併せて除石を行い管理型堰堤へ転換することにより、施設の安定と土砂整備上の安心を図ることができる。

例えば、昭和52年以前の技術基準により設計されたある堰堤に対し、土石流を考慮した現行基準に改築すると同時に堰堤高を0.5m嵩上げし、スリット部を設けた透過型堰堤に転換することにより事業費3%程度の増で、整備率を18%から58.9%に改善することができる。

過去に地方整備局より「整備率の改善を図るならば、緊急改築ではなく、通常砂防事業である」との見解を受けているが、土砂災害から地域住民の安全を確保することは急務であり、緊急改築においても整備率の改善を図ることができるよう運用の改善を要望する。

整備率が不足している溪流に対して、溪流内に新規に設置する適地がない場合もあり、既存の不透過型非管理型堰堤を除石計画を立てた上で除石し、管理型堰堤に転換することが可能となれば、既存堰堤の有効活用しながら整備率を改善することにより、土砂災害に対し地域の安全の向上を図ることが出来る。

根拠法令等

社会資本整備総合交付金交付要綱 附属第Ⅱ編
砂防設備等緊急改築事業(ロ-8-(2) 4-(3)-⑤)
通常砂防事業(イ-4-(1))

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省（関係府省における予算編成過程での検討を求める提案）

管理番号	311	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	社会資本整備総合交付金に係る補助条件の見直し及び手続書類の簡素化				
提案団体	熊取町				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

社会資本整備総合交付金において長寿命化支援制度を活用した補助事業を行うためには、下水道施設の健全度に関する点検・調査結果に基づき「長寿命化対策」に係る計画を策定する必要があります。

この点検・調査、計画策定には多大な時間及び費用を要し、本町においては業務が困難な状況であり、下水道施設長寿命化の推進に支障を来している。

よって人口5万人未満の団体では計画書作成を必要とせず、耐用年数経過等の一定条件を満たせば補助採択となる新基準の作成など、補助条件の見直しや手続書類の簡素化を提案するものです。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

- ・H26年度本町職員にて実施したマンホール鉄蓋の長寿命化計画策定では、本町が管理しているマンホール鉄蓋が約9500箇所あり、全てを調査することは費用面や期間も膨大となることから、交通量の多い幹線道路にあるマンホール鉄蓋を重点的に1730箇所の長寿命化計画を策定しました。
- 箇所を絞り点検・調査をしたが、1班3～4名（蓋開閉作業係、記録係、交通処理係）の職員で約4ヶ月間、データ整理・計画書の作成に2名の職員で4ヶ月間、全体で8ヶ月要し、多大な業務負担となった。（業務委託した場合の見積費用は約7百万円）

【現状】

- ・マンホール鉄蓋においては町職員にて対応したが、下水道施設は管渠・人孔・取付管等もあり、これらの長寿命化を推進していくには小規模団体である本町においては莫大な期間及び費用が必要であり、持続困難な状況であるため、点検・調査を不要とし、別の基準を設定されたい。

【参考事例】

- ・老朽管更新事業（水道事業）

補助採択条件

- ・地震対策等地域（東南海・南海地震防災対策推進地域）
- ・給水人口が5万人未満の水道事業者

※上記事項に該当しているため、補助採択に関する複雑な事務が不要となる

根拠法令等

社会資本整備総合交付金交付要綱

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省（関係府省における予算編成過程での検討を求める提案）

管理番号	113	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	運輸・交通
提案事項 (事項名)	地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助要件の緩和				
提案団体	愛媛県、徳島県、香川県、高知県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

【地域間幹線系統確保維持費国庫補助金】
【車両減価償却費等国庫補助金】
・車両購入費補助について、現行の5ヶ年の減価償却費補助から、従前の購入時一括補助とする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助要件の緩和
【車両減価償却費等国庫補助金】
・車両購入費補助について、現行の5ヶ年の減価償却費補助から、従前の購入時一括補助とする。
地域間幹線系統(国庫補助路線)を運行する車両の更新に関して、現行制度は、5カ年の減価償却費及びその金利相当額を補助するものとなっているが、事務作業の効率化や行政負担の軽減の観点から、車両購入時における一括補助とすべき。
＜現行制度での支障事例＞
①購入車両における5年間の減価償却費に対する補助となっているため、5年間にわたって煩雑な補助申請手続き等の事務作業が発生している。
②5年分のリース・割賦払いに関する金利相当額も補助する制度になっているため、より多くの行政負担が発生している。
【参考】
＜公有民営方式について＞
上記の要望に対し、公有民営方式による制度で初期投資の負担軽減が可能であるとされた。
しかしながら、地方公共団体が、物品を相当の対価を徴することなく貸与することには、地方自治法上の制約があり(第237条)、また、実際に、車両購入するに当たっては、車両購入価格や公平性の観点から判断することとなるが、その一方で、各事業者においては、効率化や費用削減の観点から、車体や色、デザイン、仕様等を統一するのが一般的であることから、地方自治体購入車両が事業のニーズと合わないことが想定される。
＜支障事例＞
車体や運賃表示機等の車内機器の仕様については、各社とも車両管理上の観点から、購入先(メーカー)を統一していることが多く、これにより、部品交換やメンテナンスにおける効率化や経費削減等を図っているが、地方自治体による車両が事業者の使用する車両と統一されていない場合には、逆に事業者の経常経費の増大となる。
なお、購入後の管理費等について仮に事業者側の負担とせず地方自治体の費用負担とした場合、維持管理費については何らの補助制度もないため、地方自治体の歳出経費が増大するのみである。

根拠法令等

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 ほか